

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：アクア株式会社

業者の住所：滋賀県長浜市下之郷町709

2 指名停止措置期間：令和8年1月6日から令和8年1月19日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県

4 事実概要

同社及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、長浜簡易裁判所から労働安全衛生法違反でそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和7年6月、それぞれ刑が確定したものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の
別表1の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第1 1～7 略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内